

固定資産税・相続税の負担軽減を求める要望書

土地の固定資産評価を公示価格の七割を目途に設定する現行の固定資産税制度は、地価の高い都心区の納税者には極めて不利なものになっております。過重な税負担は、区民生活や区内五万事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。

相続税についても、中央区は相続に伴う課税割合が全国平均の約三倍に達しており、不公平感は強いものがあります。平成二十七年一月から適用された基礎控除や最高税率の見直しもさらなる負担増となり、多くの区民が不安を感じています。重い税を負担しながらも住み、働き、次の世代に資産や事業の継承を願う区民の声には切実なものがありません。また、わが国の経済の牽引役である都心の活性化とともに、景気回復策としても、税負担の軽減や適正化が必要不可欠であります。私たちは、固定資産税・相続税が中央区の区民・事業者の負担実態に即して、納税者として納得できる水準となるよう、左記事項の実現を強く要望します。

記

- 一、固定資産評価の引下げや評価方法の改善など現行制度の抜本的な改革を図ること。
- 一、固定資産税について、時限措置として設けられている条例による一律減額制度を恒久的制度として位置づけること。
- 一、相続税について、居住・事業継続に最低限必要な小規模宅地等を非課税とすること。

令和三年十月十二日

中央区長 山本 泰人

中央区議会議長 木村 克一

総務大臣
財務大臣
あて